

平成26年第5回流山市福祉施策審議会に諮問した条例案に係る補足資料

標記の審議会において回答した事項のうち、改めて文書により回答することとした事項については、次のとおりとなります。

ア 介護保険法第115条の22第2項第1号及び同条第3項の条文

(指定介護予防支援事業者の指定)

第115条の22 第58条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第58条第1項の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

～省略～

3 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

4 市町村長は、第58条第1項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(参考) 介護保険法第58条第1項の条文

(介護予防サービス計画費の支給)

第58条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

～省略～

イ 流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例第4条各号に規定する準ずる者の説明

(1) 保健師に準ずる者

地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師を除く。）

(2) 社会福祉士に準ずる者

福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

(3) 主任介護支援専門員に準ずる者

ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

ウ 各日常生活圏域の高齢者人口

日常生活圏域の人口（平成26年4月1日現在）				
圏域	北部	中部	南部	東部
人口	38,494人	39,398人	55,021人	37,580人
高齢者人口	10,809人	8,591人	10,499人	9,555人